

中国の家族制度について

—離婚の問題を中心として—

町 田 是 正

目 次

- 一、序——問題の領域——
- 二、律令体制下の離婚観
- 三、敦煌文書に見られる離婚観
- 四、華北農村の離婚と慣習
- 五、結 語

一 序 —— 問題の領域 ——

旧中国から新中国への大転換（革命）は、たんに大きな政治的変革（王朝の顛覆交代・易姓革命）による国家権力の移動だけを指すものではない。そこには経済的・社会的諸制度の改革、就中、家族制度をバック・ボーンとした封建的遺制の崩壊、その温床となった旧慣行の激動的な全面的廃止の中にこそ、中国革命の意義を発見しなければならぬ。勿論、中国の場合には、革命の客観的基礎条件である社会の生産力の発達、既存の生産関係・社会関係と矛盾

し挫折を感ずるといふ、所謂、唯物史観の古典的な図式は顯著ではないように思われる。それよりも、既存の支配に対する不満の醸成を、意識的に反体制運動へと転化させて、不満の爆発へと昂揚させた革命運動に特徴が見られるのではないか。しかし、旧体制の政治的危機を誘発し、革命へのモーメントをつくり激発させたものが第一次・第二次大戦であることは云うまでもなからう。

かつて、三民主義の革命綱領の旗下のもとに、満州民族の支配にピリオドを打った辛亥革命（一九一一・一〇・一〇）は、近代的中国の誕生を目指した点で、中国の近代革命とも云いうるであらう。しかし、その革命運動の指導者・孫文の言葉——未成革命——からも象徴的にうかがえるように、辛亥革命が中国の民主化・近代化を標榜しながらも、その後に依然として軍閥政權の跋扈・列強の威嚇懐柔・延いては利權の剝奪から半植民地化コースを辿り、中国人による中国の建設は挫折したかの觀があるのである。しかし、その間にあつて、五・四民族運動、五・三十運動、文学革命運動を中心として、封建的要素の撤廃、旧体制に対するレジスタンス意識の昂揚などは歴史的にもその意義は高く評価されなければならない。

さて、如上の歴史的評価の上に立つて、中華人民共和国の成立（一九四九年）の意義を考えるならば、明らかにこれをもつて、中国の民主的（社会主義）革命は成功したと云いうるであらう。確かに浙江財閥を主軸とした蔣介石政權から、毛沢東の卒いる労農民主連合政權へとイニシアチブが移っただけにとどまらず、経済と社会制度の大改革が断行されたのである。いまその改革の幾つかを顧みても——土地改革法の施行と農民の解放・労働組合法の設定による中華全国总工会の結集、生産合作社の組織・新婚姻法に基く家族制度の打破などは——中国数千年来の伝統主義をうち破り、解放にふさわしい発展を続けたのである。

ここに辛亥革命後の近代化の頓挫、人民中国の巨大な飛躍を併せみるとき、何が近代的要求なのか、また非近代的要求は如何にしたならば克服できるのか、中国革命の成否を決定したポイントは那邊にあるのか、という問題につき当るのである。かつて仁井田教授が、仏革命・ロシア革命の場合いかなる法律よりも先づ婚姻法が制定公布され、中国革命の場合も同様であって、三者その帆を一つにしたのは偶然ではなくて必然的産物であった。^①という意味を述べられているが、この言葉の中に革命の成否を解く鍵が内包されているように思える。つまり、婚姻法の改革を通して近代志向がどこにあるかを示さんとしているのである。即ち、封建的遺制を重圧と感じつつも覆えすだけの反発力を示し得なかった中国民衆、殊に農民階級の革命的意識の醸成（阿Q意識の打破）——民衆が何を封建的と感じ、何を圧制かと意識すること——こそ、中国革命の成否の分岐点になる問題ではなからうか。変革されつつある新しい中国の諸制度を問題にするに就ても、単に制度の上での変革だけに止らず、政治と法と裁判の担い手としての意識、この新しい中国人民の政治主体としての意識に立ち入らねば十全ということはできないのである。^②確かに政治的主体としての人民の意識に立ち入る度合が深い程、このような意識の変革と関係のない単純なる制度の変革は、一つのカリカチュアにすぎないのである。

私事にわたるが、中国農村の家族制度の研究に着手して五ヶ年の歳月をかぞえる。（東京大学史学会評議委員会の教示に基く研究）。その間、数篇の拙論をこの棲神誌上にシリーズ的に掲載してきた。今回も中国家族制度の問題を、殊に離婚を中心課題として、女性の虐げられてきた姿を、婦人の生活権をむしばんできた旧き制度を掘り下げてみたい。このことによって、革命の真意は何か、つまり非近代的と近代的の分岐点が那邊にあるかを、少しく摸索してみた。

- ① 仁井田陞「中国法制史研究」(奴隸農奴法・家族村落法)東京大学出版会・五四六頁。
② 倉石武四郎編「変革期中国の研究」岩波書店・一一二頁。

二 律令体制下の離婚観

家族の主体は夫婦の存在である。夫婦の存在がつねに嫁―舅―姑という家内の身分対立や、延いては家族的従属意識(家内の奴隸意識)を生み出すことになり、家族制度の大きな旧弊として問題視されるところである。特に女性(婦)の立場は、權威主義(親権・夫権・家長権)の枠内に封じ込められ、虐げられたものであったことが、今日の視点のうえからクローズ・アップされる所である。^③

さて離婚とは、夫婦間の婚姻関係の解消であるから、夫婦の間の身分関係・所有する財産の帰属の関係・親属や家族との関係・喪服の関係にも及び、法律的にも種々なる効果を示すものである。離婚した男女は、夫婦間で結ばれ生じた権利と義務を同時に喪失(脱れる)するから、再婚の自由も許されるのである。妻女は離婚によって実家の籍に復すが、旧来の慣用語で実家に帰ることを帰宗と云い、帰宗した者を帰宗女と呼んでいる。

婚姻関係が解消される理由として、夫婦の何れか一方の死去、及び失踪などの客観的事情もあるが、多くは主観的な事情に基く離婚のケースが数えられる。即ち、夫婦の意志による場合、家族の成員または親属の意志による所謂、姑去の場合、男性、殊に夫の一方的意志に基く場合などである。

旧来、律令時代の家族制度下に在っては、七去に当る事情があるとき、妻女は離婚させられることになっていた。周知のように、この七去の制は唐令以降の、宋・金・元・明・清などの法令にも夫々規定されているところである。

つまり、女性側は中世法・近世法を通じて、七去という離婚のシステムを押しつけられる受身の立場におかれたのである。

しかも、その七去の典拠が遠く礼制の時代にまで遡るとすれば、離婚の問題も儒教倫理と無縁の場で論ずることは出来ないのである。否、離婚の問題を家族制度の精神的支柱をなしている、儒教倫理と切り離して論じたのでは骨抜きになることは、大戴礼記の中で「婦有七去、不順不母去……不順不母去為其逆徳也」の文や、また三不去を示す「婦有三不去、有所取無所婦不去、与更三年喪不去、前貧後富貴不去」の文によって明らかである。即ち、三不去の条件である「三年之喪不去」は、祖先の祭祀を中心とした宗法的家族制度の在り方を如実に示すものであり、「不順父母去為其逆徳」の文意も明らかに孝の倫理を強く打ち出したものである。

ここに五倫五常を徳目とする儒教精神の影響を、家族制度の動態と切り離して考えることは意味がなくなるのである。それどころか、先の七去三不去の制が礼制以来の伝統となつて、中世法・近世法の中に脈々として生き続け、法制であると同時に、一つの精神的規範として家族制度のバック・ボーンを形成してきたと見るべきであろう。しかも、それが男性側から女性（妻女）側に押しつけられた枠でもあったのである。かゝる七去三不去の枠内へ封じ込められ、虐げられた妻女（嫁）の存在は、逆説的に表現すれば、家族の主体的位置を示しているのではなからうか。惟うに、婦の存在を無視して、中国の家族制度について云々することは、無意味であろうと思われるのである。

③ 旧来、女性には婚姻の自由がなかったばかりでなく、婚姻生活の上で男性と対等の地位に立つことが出来なかった。「夫は妻の頭上の一層の天」（河南省魯山県地方の諺）。「夫は妻の天」（儀礼）などは如実にそれを示すものである。また、毛沢東の「湖南農民運動の視察報告」（一九二九）にも、中国社会の支配権力には四つあり、①国家権力、②族長権、③神権、更に女性の場合は以上の三権力に加えて男子の支配（夫権）を受けていた。この四種類の権力は封建的、宗法的思想と制度の全部を代表するものであり、中国人民とくに農民をしばっていた四本の縄である。との意を述

べているが、女性の地位の向上、旧制度からの解放が如何に重要かを知らうるのである。拙著「中國農村に於ける法意識の変革」(身延山短大学報三一号)仁井田教授「中國の農村家族」(東京大学出版会)毛沢東選集邦訳第一卷(三一書房)参照されたい。

④ 夫婦の離別を俗に離縁ともいい、法律上の意味では養親子関係及びそれに付随する法定血族関係の解消を指す。従って、本論文で扱う離婚というは、夫婦生存中の婚姻の解消(解消の方法には協議上・裁判上の仕方もあるが、旧家族制度下では、男性側の一方的追出し例が多い)のことである。

⑤ 大戴礼記卷十三本命「婦有七去、不順父母去、淫去、妬去、有惡疾去、多言去、竊盜去、不順毋去為其逆德也、無子為其絕世也、淫為其亂族也、妬為其亂家也、有惡疾為其不可與共糝盛也、口多言為其離親(詩云、長古惟婦為厲之階)盜竊為其反義也、婦有三不去、有所取無所歸不去、與更三年喪不去、前貧後富貴不去。(仁井田陞「唐宋法律文書の研究」(東方文化学院東京研究所刊・四八八頁))。

⑥ 孔子家語卷六本命解「婦有七出三不去、七出者不順父母出、無子出、淫僻出、惡疾出、妬疾出、多口舌出、竊盜出、不順父母出者謂其逆德也、無子者謂其絕世也、淫僻者謂其亂族也、嫉妬者謂其亂家也、惡疾者謂其不可供糝盛也、多口舌者謂其離親也、竊盜者謂其反義也、三不去者謂有所取無所歸一也、與共更三年之喪二也、先貧後富貴三也、凡此聖人、所以順男女之際、重婚姻之始也(仁井田・前掲書四八八頁)。

⑦ 三不去とは大戴礼記本命を典拠として、中國古代・我が國の律令法に於ける妻を離婚してならぬ(復歸する家のない場合、舅姑の喪を果した場合、夫が前は貧賤で今は富貴の場合)三つの場合を指す。

次に、この七去の制と實際生活との間には、果して、どの程度の法令的な効果が示されていたかがうに、先づ、古代における「無子出妻」の事例をみてみれば、

晋の崔豹の古今註には

別鶴操、商陵牧子所作也、娶妻五年而無子、父子將為之改娶妻聞之、中夜起倚戸而悲嘯、牧子聞之愴然而悲、乃歌曰、將乖比翼隔天端、山川悠遠路漫漫攬衣不寢食忘衿、後人因為樂草焉。⑦

とある。商陵の牧子が妻を娶りて五年の歳月をすぐるに子供の出生をみず、父母がその嫁を逐い出さんとしたことを伝えている。父母の教令権は息子夫婦の身分関係の事柄にも及び、家父長権の強制範囲をうかがうのに充分である。しかし、主体者である牧子自身には、妻を離婚する意志はなく、かえって、妻がたまたま夜中に戸によりそって

悲嘆にくれる様を見て、牧子もいたみ悲しむ有様が情感をこめた内容で伝えられている。しかしして、この事例の場合、夫権によって、無子を事として妻を離別しようとするニユアンスは強く示されていない。

同じく古代に於ける無子出妻の事情を、孔子家語の中に挙げられている梁鮪と商瞿との故事を参照するに、梁鮪は無子を理由として娶妻数年で妻を離別しようとし、他方、商瞿は無子ではあったが離別せず、それがかえって幸いとなり、二年後に子供の誕生をみたことを伝えてゐる。

惟うに、晋の崔豹の古今註、孔子家語中に見られる故事から知られることは、七去の一つ「無子出妻」に対して、中国古代にあつては厳しくなく、概して夫婦當時者の問題としていた態度が窺はれるのである。然しながら、古代に在つて、無子出妻の事例が顕著ではないからと云つて、それが中国家族制度のすべてに亘る内容ではない。例えば、官人士大夫の階級に遺された「一夫多妻制」なる弊習も、立場を変えて云えば、これも「子なきは去る」(男子の後継者なき場合)に通じるものであつて、事実上の無子離婚の容認ではなからうか。男児を誕まない妻女は、その家族にとつては不要な存在を意味してゐるのである。

⑦ 古今註(漢魏叢書所収)卷中・音楽(仁井田陞教授「唐宋法律文書の研究」四八九頁参照)

⑧ 梁鮪齊人、字叔魚、少孔子三十九歲、年三十未有子、欲出其妻、商瞿謂曰、子未也、昔吾年三十八無子、吾母為吾更取室、夫子使吾之齊、母欲請留吾、夫子曰無愛也、留過四十當有五丈夫、今果然、吾恐子自晚生耳、未必妻之過、從之、二年而有子。(孔子家語卷九、七十二弟子解。仁井田教授「前掲書」四八九頁参照。)

さて、時代が降るにつれて離婚事由としての七去の制も次第に厳しさを加えてくるが、それと共に、直接に七去の事由に当らぬ妻女の些細な過失までが、離婚の理由として大きく扱われるに至り、延いては一つの慣例をつくり上げ、後世に踏襲されることによつて、女性は格子なき牢獄に拘束される不自由な地位へと追いやられていった。

因に、後漢書妻詩妻伝をみれば、

広漢妻詩妻者、同郡龐盛之女也、詩事母至孝、妻奉順尤篤、母好飲江水、水去舍六七里、妻嘗沂流而汲、後值風不時得還、母渴詩責而遣之、妻乃寄止隣舍、晝夜紡績市珍羞、使隣母目意自遺其姑、如是者久之、姑怪問隣母、隣母具对姑感慙呼還、恩養愈謹^⑨

とあり、同書鮑永伝には

永少有志操、習歐陽尚書、事後、母至孝、妻嘗於母前叱狗、而永即去之。^⑩

と見え、妻女の大きな過失とは思われない日常茶飯事(姑の面前で犬を叱かる)までが、離婚の理由とされているのである。これは明らかに、礼記内則に見える「子甚宜甚妻、父母不悅出、子不宜甚妻、父母曰是善事我、子行夫婦之礼焉、没身衰」の精神と抵触するからであろう。従って、夫婦の愛情が細やかに睦まじくとも、妻女の生活態度に五倫五常の精神が内外面に欠如していると見られるときは、所謂、礼制規範に悖る態度として、充分に離婚事由となり得たのである。^⑪

つまり、母親(姑)に対して不敬となったり、父母不悅という精神内容と関連するとき、それは逆徳の者として解釈され、七去の一つ「不順父母出」へと転意されるのである。このことは、我が国の現行民法の協議上(子の監護者・財産分与も協議)、裁判所(大別して四つの離婚事由が列挙)の離婚が認められ、殊に離婚に際して財産分与の請求を認めている現況と対照するとき、如何に家族制度の重圧と弊習が妻女の頭上にのしかかり、虐げたかを知りうるのである。

さて、前出の史料から窺える如く、中国では離婚のことを、棄・出・去・放・放出・斥・去・逐・遣・黜遣・遣斥

・離棄・此離・出猶去也などと多種多様な字句を当てているが、その字句の意味からして、男性側の専横的な一方的な表明であることが知られる。換言すれば、離婚とは、男性側の所有権の放棄であったのである。従って、七去の制という離婚の制約規定があったとしても、実質的には無因離婚であったのである。

惟うに、律令制時代の離婚の問題は、夫婦当事者だけの内容ではなく、法諺の「嫁雞隨鸚嫁狗隨狗」の慣行意識が反映される社会的環境に在っては、妻女の立場は少なくとも同・姑・家族成員の氣持を慮るものでなければならず、家族制度の枠をつねに意識せねば生活は出来なかつたのである。

⑩ 後漢書卷八十四列女伝姜詩妻伝（仁井田教授「唐宋法律文書の研究」四九一頁參）

⑪ 後漢書卷二十七鮑永伝（仁井田教授前掲書四九一頁參）

不調、即時猶渴離退還其妻（太平御覽卷五百二十一宗親部十一出婦所引梁書、仁井田博士「前掲書」四九三頁參照）とあり、旧唐書李迥秀伝にも「迥秀母氏庶賤、而色養過人、其妻崔氏、嘗叱其媵婢、母聞之不悅、迥秀即時出之、或止云賢室雖不避嫌疑、然過非出狀、何遽如此、迥秀曰、娶妻本以承順顏色苟違、何敢置也意、不從（旧唐書卷六十二迥秀伝、仁井田「前出書」四九四頁參照）と見えるが、これらは姑と嫁との衝突を示すものであるが、妻女のわずかな落度（実際には過失ではない場合もあろう）でも家風に合ぬとか、婦道に逆くものとして、離婚されている。こうした封建的な思想を克服する為には、戦後の我が国の家族制度の崩壊をみても明らかな如く、陣痛の苦しみ（中国民主革命に伴う激動の変革）を経なければ解消されない課題である。

三 敦煌文書に見られる離婚観

前節では、儒教的士大夫階級及び官人的地主階級に属する、社会の富裕者層に於ける離婚の状態を観たが、ここでは、男性側から専横的に設けた七去による離婚規定の他に、妻女の小さな過失までが有責的事由の対象として扱われていた。

然しながら、家族制度下に在って、果して男性側（夫権）のみによる離婚の状態が全てであったか、否かは矢張り問題となる所である。つまり、旧制度下に於て、協議離婚乃至は裁判離婚の事例が皆無であったのであろうか。云うまでもなく、協議離婚の内容を示す事例が見られないわけではない。

例えば遠く漢代に於ても、

朱買臣……擔束薪行且誦書、其妻亦負戴相隨、數止買臣母歌嘔道中……買臣愈益疾歌、妻羞之求去、買臣笑曰、我五十、富貴、今已四十余矣……妻恚怒曰、如公等終餓死溝中耳、何能富貴買臣不能留即聽去。^⑩

と見える。従来、この史料は「妻羞之求去」とある事から、妻女の側からする棄夫（離別）の事例を示すものとして扱われていたが、しかし「買臣不能留即聽去」とあることから、妻は夫に対して離別を申出で、夫の許諾を俟って離去したことは明らかで、法律形式から云えば棄夫ではなく、少なくとも合意離婚と解すべきである。

また、唐律疏議及び宋刑統には、

若夫妻、不相安諧、而和離者不坐。

疏議曰……若夫妻、不相安諧、謂彼此情不相得、兩願離者、不坐。^⑪

とあって、夫婦が不和の場合には和離、即ち合意離婚することが許されているのであって、明らかに、夫側又は妻女の一方的意志による離婚ではない。

しかし、これらの文献をもってしても、唐宋、或はそれを遡って漢代にまで及んで、所謂、官人士大夫階級の間で、合意離婚（両性の合意に基く離婚）なり協議離婚（談合により離婚へと進めてゆく形式）が実際に行われていたか否か、それを把握するには少しく無理があるようである。勿論、前掲の文献からして、法律形式から云えば、合

意離婚が行われもし、妥当の如く受け取られるのであるが、実際には、儒教倫理の規範体制下にあつては不可能な状態ではなかつたか。

⑩ 漢書卷六十四朱買臣伝（仁井田陞「唐宋法律文書の研究」四八四頁參）

⑪ 唐律疏議、宋刑統卷十四戸婚律發絶離之条及び疏（仁井田「前掲書」同頁）

さて、ここに敢て合意なり協議離婚の事例の有無を探そうとするのに、西域敦煌文書の中にそれを求めてみたい。 ※西域敦煌文書について。

二十世紀初頭、スタイン・ペリオが敦煌からロンドン・パリへと夫々運んだ大量の古文献で、その中には仏教関係資料が大部分を占めるが、しかし、唐宋時代の古文書（家産分割文書・遺言状・養子文書・離婚状・奴隸解放文書）の家族法・身分法関係文書が多数含まれている。これらの古文書は、東京大学の山本達郎・榎一雄の両教授を中心とする諸氏の協力と努力によって東洋文庫へ、文献写真がもたらされ、現在、仁井田陞博士がロンドン大学に客員教授として滞在され鋭意その完全蒐集に尽力されている。以下に於て参照する文献はすべて仁井田教授「中國法制史研究」全四巻の中「奴隸農奴法・家族村落法」に収められているものである。

スタインおよびペリオ敦煌文献に見られる離婚状は、その用語（文言）の上から、A・B・Cの三種類に分けることができる。その表現内容は大体同様であるが、何れも七去の事由をもって離婚の原因とはせず、家族の主体である夫婦の不和、または夫家の家族と妻女との不和を原因として示している。離婚状では、その不和の内容を猫鼠の同居、狼狽の同処のたとえをもつて示している。若し問題となる用語箇處をA・B・Cに類別して、左記に摘記すれば次の通りである。

A } S. 637 (放妻書) 綠業不遂、見此分離、聚會二親、以俱一別。
[P. 3730 (放妻書) 綠業不遂、見此分離、聚會二親。

S. 6537 猫鼠同窠、安能得久、二人意隔、大小不安、……請兩家父母六親眷屬、故勒手書、千萬永別。
B S. 5578 猫鼠同窠、安能得久、二人意隔、大小不安、……（請兩家云云の部分欠如）

P. 3220 猫鼠同窠、安能見久今對六親、各自取意、更不許言夫說妻（開寶十年丁丑歲放妻）。

C S. 343 以猫鼠相憎、如狼狽一處、既以二心不同、婦一意會快及諸親、各還本道（……謹立手書）。

（右表の（S）はスタイン文献。（P）はペリオ文献を示す）¹⁴

この摘録抄文だけでは、その離婚内容の趣旨を全面的に知ることは困難ではあるが、概ねその意味を汲みとることは可能である。即ち、スタイン・ペリオの両文献のいずれも、男性（夫）を中心とした表現である。殊に「放妻書」（離婚書）と見えるように、夫の一方的意思による離婚の如くにも受け取られ、唐宋時代の官人士大夫階級の所謂儒教的規範による離婚事例と同類の如くにも理解されるのである。しかし、抄文中に「聚會二親」（夫婦双方の親が談合）。「請兩家父母六親眷屬」（両家の親属に集合することを請う）。「今對六親、各自取意」（六親眷属が集まり、夫々意見をなす）とあることは、夫の専権的離婚の如き傾向を示しながらも、それとは異った意味の離婚内容を、つまり協議離婚の意味が表現されているのではなからうか。

勿論、「聚會二親」とあり、続けて「請兩家父母六親眷屬」と見えても、必ずしも離婚のための協議談合とは限らない。法律形式から云って、大体に離婚状を作成するには、夫及び夫家側と、妻女及び妻家の側の親属が同署することになっているから、この意味では、二親が集まり、両家に対してサインを請う必要の集合とも考えられる。

若し、前掲の摘録したスタイン文献A種類（SteinNo. 6537）の全文を掲載してみよう。（尚史料文中の（ ）内はペリオ文献No. 3730の文字を示す）。

放妻書

蓋以(須)伉儷情深夫婦語義重幽懷合翫邑之欲歛念同牢之樂夫妻相對恰似鴛鴦雙飛竝膝花顏共坐兩德之美恩愛極重
二体一心生同床於寢間死棺擲墳(墳)下三載結緣則夫婦相和三年有怨則來讐陳今已不和想(相)是前世怨家敵(反
)目生嫌作為後伐(代)增嫉緣業不遂見此分離聚會二親以俱一別所有物色書之(夫与妻物色具名書之)相隔之後更
遲重官雙職之夫弄影庭前美逞瑟合韻之態械(解)恐(緣)捨結更莫相談千万永許(辭)布施歡喜三年依(衣)糧
便獻柔儀伏願娘子千秋万歳時○年○月○日(時次某年○月日)郷百性(姓)○甲放妻書道。¹⁵⁾

大意離婚書。夫婦の情愛深く、夫婦の語らいと義は重い。カイロウドウケツの欲びと楽しみとは心のうちに抱かれる。夫婦がむかい合うときは、恰も鴛鴦のならび飛び、花顔のともに坐るにも似ている。二つの徳は美しく、恩愛は極めて重い。二体は一心、生きてはしとねを死しては墳墓を同じくする。前世で三年の縁を結べば、此世で夫婦相和し、三年怨あれば、怨みをもった仲となる。今夫婦が不和なのは、思うに前世の怨みであろう。このまま仲違いでゆけば、後世に於て嫉しみと仲違を増すことになる。困縁あってもせい遂げられないで離婚にいたる。ここに双方の二親を聚會して、所有物についての名を書き記す。離婚の後は更めて重官双職の夫をえらんで庭前の月影にすがたをうつして、心ゆくまでに珍瑟合韻を榮しみたまえ。ここに夫婦・結縁を解けば更めてともに言葉をつくして語ることはないであろう。三年の衣糧は上げよう。千秋万歳を祈る。時に○年○月○日、某郷百姓某。

右の文献は敦煌文書特異の字句が使用され、その解説はなかなか困難である。参考までにその大意を示した。

さて、この離婚状(放妻書)をみるのに、「蓋以伉儷情深」とか「鴛鴦双飛」「花顔共坐」のような夫婦の情愛のこまやかさをあらわす美辞が連らねられ、また「今已不和、想是前世怨家」の如く夫婦の困縁を示す字句が記せられている。このような夫婦のむつまじい様子、困縁関係をあらわすことは敦煌文書のみならず、大体この種の離婚状の

用語の特徴である。そして、その仲違いから離婚にたちいたった事情や、離婚時に於ける財産の分配、さらに離婚後の再婚許可などが記されている。

このスタイン文獻の離婚状は、七去をもって原因とはせず、**「三載結縁」とか「三年有怨」「今已不和、想是前世怨家」**などとあって、夫婦生活の不和を前世の仇敵の如き間柄が、ここに現われて離別するに至ったとしている。そしてその不和の結果、**「聚會二親以俱……」**とあって、親屬が集まって協議した離婚の如く見られるのである。しかし、離婚状の冒頭と末尾に**「放妻」**の字句が見られ、唐宋法律文書にも見られるような夫を中心とした表現であり、逐出し離婚と同一かも知れない。或はまた、協議離婚の場合でも、この様な形式（放妻なる字句を書き記すか）の離婚状となるものか。こうした文書の法律的解釈は、他の（B）種。（C）種の敦煌文獻離婚状の場合と併せて考察しなければならぬ問題である。

今、スタイン文獻B種に当る（Stein No. 6537）離婚状のうち、重要箇所を摘録してみれば次の如くである。（尚、文中（ ）内はスタインNo. 5578を對比した字句である）

蓋聞婦夫（夫婦）之礼是宿世之因果○（却）共修今得縁会一從結契要尽百年如水如魚同歡終日……為夫婦不悅數年六親聚而成怨隣里（九族）見而含恨蘇（醉）乳之含尚恐異流猫窟（拳）同窠安能得（見）久二人意隔大少不安更若連流家業破散顛鎗損却至（致）見……兩共取穩各自分離更無期一言致定今請兩家父母六親眷屬故勒手書千万永別。^⑬

この文書も、前出スタイン文獻No. 6537と同様に、夫婦の契りに至ったのは前世の因縁によるものだとしている。そして鴛鴦の契りの後は夫婦の間柄は百年の水魚の交りの如く幸福に満ちていた。しかし数年にして仲違いに至ったが、それは恰も猫と鼠の同処する如きものである。ここに、兩家の父母六親が集まって離婚書を作成して永遠の別れ

をなす。と云うのであるが、右の文中、「諸両家父母六親眷属、故勒手書、千万永別」の一文の解釈が問題になると思われる。

さて、この史料も七去の事由を離婚原因とはしていないが、右の問題になる箇所を考察するのには、①、離婚についての同意を妻女の家に対して求めているのか。②、単に離婚書に対する同署を、妻の父母以下の六親属に求めているのか。③、また離婚についての同意を妻女の家に求め且つ同署を請うたものなのか。④、夫婦両家の親属が協議離婚のため会合したもののか。⑤、「故勒手書」とあることから、強制的な意味をもって離婚書が作成されたものか。やゝその内容の意味を汲みとり難いが、文献全体のニュアンスからみれば、協議上の離婚（和離）の如くに考えられるのである。

若し、この協議上の離婚の有無を考えるに、前出離婚状A種、B種の用語と内容の特徴を併せもつような、C種に属する文書（スタイン文献 *Stein No. 343*）の全文を掲載して再び考えてみよう。

某専甲種立放妻手書

盖説夫婦之縁恩深義重論○被之因結誓幽遠凡為夫婦之因前世三年結縁始配今生夫婦若結縁不合比是怨家故来相對妻則一言十（？）口夫則服（反）木（目）生嫌似猫鼠相憎如狼狄一処既以二心不同離（？）婦一意快会及諸親各還本道願妻娘子相離之後重梳蟬髮美掃（？）娥媚巧逞窃窈之姿選娉高官之主解怨积結更莫相憎一別兩寬各生歡喜干時年月日謹立手書^①

大意——夫婦の縁については恩は深く義は重いと云われている。夫婦幽遠の誓いをしたのは、前世で三年の結縁があったからで、今はじめてこの世で夫婦となったのである。若し結縁が不合理であったなら、それはかたきによる

ものである。夫婦の反目が猫と鼠の相憎しみに似、狼と狢(やまいぬ)を一処にしたようなものでは、二人の分れ分れの心を一つにすることは難しい。そこで、ここに諸親を会して夫婦それぞれ本道に還えることにした。離別の後にあつては、もう一度、蟬髪を美しく梳り、娥眉を上手にととのえ、心ゆくまで窈窕たる姿で高い官職の人を選べ、ここに怨をとぎ、結びをほどく上はもはや相憎しむことはない。かえつて各々、ゆつくりとし、歓喜が生れるばかりである。時に某年某月某日、謹んで離婚状をなす。

右の史料中、「会及諸親各還本道」(諸親を会して夫妻各々本道に還る)の文は、夫の専権的な妻女の逐出してはなくて、その文意からして明らかに協議離婚の内容を示している。勿論、前掲のスタインB種(No. 657)文獻に見られるように、いま聚會する諸親属の範圍を、妻女方の父母以下六親等の家族を含むとしたならば、前述したような問題、つまり、単にサインを必要とするための会合か、或は離婚の同意を妻方に求めるためのものか、矢張り議論の岐点であつて、その解釈には甚だ苦しむ所である。

敦煌文獻中、離婚状の法律的解釈の今後に残された問題は、夫の又は夫側の家族の逐出し離婚であつても、形式的には協議離婚の手書(離婚状)を作成したものか否か、この点熟考を要するものがある。しかし、ともかく敦煌文書には七去を以つて離婚原因とはせず、しかも離婚状の全体から受けるニュアンスが協議離婚(和離)の如くであることは、儒教的規範に強制された離婚事情の中にあつて、特異な内容を示すものであろう。

⑭ 仁井田陞「中国法制史研究」奴隸農奴法。家族村落法。五六五―五六六頁(一九六四年刊。東京大学出版会)

⑮ 仁井田博士「前掲書」五八八頁参照。

⑯ 仁井田博士「前掲書」五九〇―五九一頁参照。

⑰ 仁井田博士「前掲書」五九四―五九五頁参照。

四 華北農村の離婚と慣習

本節では、解放前夜における華北村落の離婚問題を、殊に法的慣行を通して考えてみたい。即ち、華北農村社会の慣行実態調査の結果をもとにして、村落民がどの程度までに家族制度の枠（儒教倫理に支えられた前近代的規範）を意識しているかを調べてみたい。従って、「華北農村慣行調査」（全六巻、岩波書店版）資料の中から関係箇所を幾つかを参照し、読者と共に考察を加えてみたいのである。（尚、調査資料の引用は、調査村落名、調査員名、巻数を掲示す）

離婚の理由（河北省樂城県寺北柴村。早川保氏。三卷。一二五——一二六頁）

。村ではどういふ時に離婚してよいとなっているか——茲淫、夫婦感情悪劣。

。嫁が舅姑に仕えず不孝な時は如何——少々の程度では離婚の理由にならない。

。子を生まない時は——離婚の理由にならない。

。偷盜をした時はどうか——後悔して自覚すれば離婚の理由にならない。

右の応答によれば、その離婚理由が七去のうちでは淫僻者の場合のみがあげられ、その他に夫婦不仲の場合が原因とされている。この寺北柴村に在っては、七去というような儒教倫理に基く觀念の浸透はなかったのか、それとも浸透はしておいても、離婚によって蒙る傷手、経済的損出が大きく、七去を原因とした離婚が実際には考えられないのであろうか。また、無子の場合でも官人士大夫階級の事例の如く逐出される事がなく、無子が絶対的な離婚条件とはなっていない。彼等にとって、経済生活の貧しさが男女間の関係にまで影響しているとすれば、単に一個の「家」の問題ではなく、社会的延いては国家的な課題として、その弊害を打ち破る方策が推進されなければならない。

妻の側からの離婚（河北省樂城縣寺北柴村。早川保氏。三卷。一二六頁）

。太太の方から離婚を主張できる場合があるか——ない。

。夫が他の女と姦通した時は如何——理由にならない。

。夫が妻を養わない時は如何——理由にならない。こういう言葉がある嫁漢嫁漢為的穿衣吃飯、娶妻娶妻為的挨餓受飢、少々生活が困るからといって離婚の理由にはならない。

。夫が金を十分もっているに拘らず、賭博にふけり、女に金を使って妻を養わない時は如何——やはり妻の方から離婚をいいだすことはできない。

嫁の側から離婚の申出（主張）が出来ないという応答内容には、男尊女卑の封建的な色彩を感じさせられる。夫は妻の座の上に傲然と坐る「頭上の天」の感があり、「嫁雞随鸚嫁狗随狗」の諺の通り、夫がどんなものであろうと嫁に行つた以上は運命と諦めて夫に随はねばならなかつたのである。七去の理由に該当したり、或は又、それ以外にも充分と離婚原因となりうるような事情があつても、華北村落に余り離婚事例が見られないからと云つて、それが家族制度の崩壊、延いては妻の座が夫と同じ立場にあつたと解してはならない。右の応答からも明らかな如く、常に夫は専権的な力をもつて妻女を逐出すことが出来たのである。ただ華北農村社会の全般が経済的貧困の生活であつたことが、嫁を家の枠に封じ込め、縛りつけていたに過ぎないと思われる。

離婚理由（山東省歷城縣冷水溝莊。杉之原舜一氏。四卷。一一一頁）

。冷水溝では離婚はないか——ない。

。離婚することを普通何というか——休妻という言葉が普通用いるが、離婚という言葉も用いる。

。どんな場合に離婚するか——夫婦の仲が悪い時、盜、姦淫、不孝、不順等。

。右の中で最も多い原因は何か——姦淫で離婚するのが一番多い。

離婚の理由（河北省良郷県吳店村。五卷。四五六頁）

。偷盜、姦通、饒舌、不妊、嫉妬等の理由で離婚できるか——できる。

。それを何というか——七大款という。

。七大款とは何か——打公罵婆、欺匠丈夫、撒米破面、後は思ひだせない。

。村では離婚の例ありや——ない。

。吳店村の娘が嫁に行き離婚された例ありや——ない。

姦通と離婚（河北省順義県沙井村。一卷。二五〇頁）

。妻が姦通することはないか——ある。

。その時は離婚しないか——知らなかったら出来ぬ。知っていても貧乏で他に妻を求め得ないので知らぬ顔をして
いることがある。金持であれば離婚する。

夫婦の不和（山東省歴城県冷水溝莊。内田智雄、早川保氏。四卷。六三——六四頁）

。夫婦喧嘩の原因は何が多いか——妻の家と嫁入り先との経済的差異、妻の醜いことなど。

。そんなことから離婚することがあるか——最近一人もない。

。夫は氣に入らない妻でも辛棒するか——こらえて一緒に暮す。

。このため妾をつくるようなことはないか——金がないからしない。

離婚状（河北省昌黎県侯家營。安藤鎮正氏。五卷。七二頁。）

。嫁を返すことを何というか——休包去了という。

。嫁が何年たつても子を生まないから返すということはないか——それはいけない。

。嫁が他の男と姦通した場合に返すことはあるか——あることはある。

嫁を返す時は字拠を書くか——休書を書く。

。手とか足の形は押さないか——然り、押す。男が手と足を押す。

。それはどういう意味か——女はこれをもらわないと将来反悔のおそれがある。他へ嫁ぐ時に困るから（手印足印は馮拠の意味）

。休包去の例は多いか少いか——少い。村にはない。

右の慣行実態調査から知られることは、離婚の事例が殆ど見当らないことである。その大きな原因として、農村社会の経済的貧困が強く関係をもっている。儒教倫理に立脚する七去を離婚の事由とする規範は意識されているのにも拘らず、社会悪の最たる姦通の場合のみ僅かに離婚事例が見られるのみで、所謂、道義的色彩を帯びている不順不母、多口舌、無子などによる事由は問題視されず、夫婦の不仲、性格の不一致に至っては問題外である。大体、華北農村の全般的傾向として、「嫁は何のためにもらうのか——子供を産み侍奉公婆するため」（一卷・六八頁）の如くであれば、離婚の観念も当然に固定化されてくると思われる。

ここで問題となることは、こうした社会迎合を生み出した農村社会の構造の存在である。これを克服する為には、農村社会の構造的変革を通して、新しい意識を醸み出さない限り、農民生活の改善と向上、延いては家族制度の打破は実現されないのである。若し、斯る離婚事例の少いことを、婚姻非解消主義に基くものだとして、例えば「然らばはや二人にはあらず一体なり、神の合せ給いし者は人これを離すべからず」（マタイ伝十九章）との山上垂訓に見られる中世キリスト教の婚姻非解消主義が、一面では男性側の一方的離婚の自由権を制約する作用をもっていたが、他面ではその非解消主義の故にこそ、強烈なキリスト教信者の婦人が、夫から虐待された時にも、その虐待を神の与え給うた試練であると、苦痛に耐え、夫婦生活（婚姻関係）を継続することが果して不解消主義に連なるものであった

ろうか。女性に離婚の主張が出来ないのであろうか。いま華北村落の場合、いかに経済的貧困が離婚のケースを少くしているとは云え、このことが、女性をして家族制度の枠に対して忍従するという弊習を形成し、更には慣行意識へと固定化されるならば、これが果して女性全体の地位を向上させるであらうか。明らかに否定の答えがでるであらう。

中国社会の新しい課題は、政治的・経済的諸構造の変革を通しつつ、主体的条件の変革、つまり法的意識の変革の実態化でなければならない。既に離婚に関して、中華民國民事実体法第五節で「夫妻兩願離婚者得自行離婚」（一〇四九条）「兩願離婚後、關於子女之監護由夫任之但另有約定者從其約定」（一〇五一条）とあって、近代法規の形を整えた民法が実施されていたのにも拘らず、依然として農村社会に法的実効力の滲透を見ることなく、旧慣が数多く残存していたことは、法律が単なるスローガンであってはならぬことを示唆している。いかに近代的な装いの婚姻法であっても、その法律が社会の現実に無関心な、社会的淘汰の意図に欠けるならば意味なしと云うべきであらう。

五 結 語

旧中国社会に於ける離婚には幾つかの特異なケースが見られた。(一)、官人士大夫階級にあっては、七去を原因とする以外に儒教倫理に違背するような言動の場合は、男性側の専権的離婚が容認されていた。このことは、律令制度そのものが五倫五常と緊帯の関連をもって、深く滲透していたことを語っている。(二)、しかし、一度び経済的貧困に日夜おわれた農村社会では（旧律令制時代とは時代の隔離する解放前夜の社会）七去を含めて妻女の相当な不始末でも離婚に至るケースは稀であった。(三)、旧規範体制下に在って、和離（協議離婚）の色彩をもった事例が見られたこと

は、今後の家族制度の研究に一つの問題を投じている。しかし、古い離婚の慣習や意識が中国社会の機構深く、殊に農村社会の深部に滲透していたことは、旧来の法規が法と云うよりは、むしろ法の骸骨であったことを意味している。この意味で、旧農村社会の現実であった法的慣行を度外視して、皮相的な法規の解釈に専らするならば、決して新中国建設への支柱は形成されないのである。

(未完 41・1・24)